

令和8年度しまねオープンイノベーションプログラム事業 参加規約

島根県と株式会社eiicon（以下、両者をあわせて「開催者」、株式会社eiiconを「運営者」という。）が開催する、「令和8年度しまねオープンイノベーションプログラム事業」（以下「本プログラム」という。）の参加に際して、本プログラムへの参加を申し込むことにより、下記の参加規約（以下「本規約」という。）の全てに同意したものとみなされます。

第1条（定義）

本規約において使用される各用語の定義は以下に定めるとおりとする。

1. 支援先企業 本規約に基づき、開催者の提供する本プログラムを利用して、パートナー企業に対して企画案、事業案等の提案を募集することを委託する法人を意味する。
2. パートナー企業 本プログラムにおいて企画案、事業案等を提案する者として、運営者のシステムに登録する第三者（法人及び個人を含む）を意味する。

第2条（委託業務）

支援先企業は、本規約において、運営者に対して、運営者の提供するシステム（以下「本件システム」という。）に登録するパートナー企業候補に対して、企画案、事業案等の提案（以下「提案等」という。）を募集すること等を内容とする下記業務（以下「本業務」という。）を委託する。

●業務内容

1. 本件システムを利用した提案等の募集
2. 提案等の集約、支援先企業に対する提案等の提供
3. インキュベーションの支援

●募集期間

支援先企業と運営者が別途協議のうえ定めた期間とする。

●募集内容

1. 支援先企業のリソースを活用した企画案を募集するものとする。
2. 運営者は、支援先企業が提供可能なリソースに関して、パートナー企業から企画案、事業案等の募集を行うものとする。また募集にあたり、具体的なリソースの内容については運営者及び支援先企業との間で別途協議して合意の上定めるものとする。
3. 運営者は、支援先企業と支援先企業が希望したパートナー企業との面談、商談の機会、インキュベーションの支援を提供する。
4. 支援先企業は、マッチングしたパートナー企業との業務提携に向けた協議及び実施については、支援先企業自らの責任において行うものとする。
5. 本業務は、インキュベーション支援の実施をもって終了するものとする。
6. 本業務は、株式の売買の媒介、取次ぎその他金融商品取引法上登録等を要する業務を行うものではない
7. 支援先企業は、本業務を通じて得られた提案等に係る知的財産権その他の権利が支援先企業に当然に移転、利用許諾等されるものではなく、パートナー企業に留保されていること、及び支援先企業とパートナー企業にて協業が開始された後の当該提案等に係る知的財産権その他の権利の移転、利用許諾等については、当該提案等についての協業に関する契約書その他の支援先企業とパートナー企業との間の合意において定めるものとする。

第3条（利用料）

支援先企業は、本プログラムを無償で利用することができる。

第4条（資料等の提供）

支援先企業は運営者に対し、運営者の要請に従い、本業務の実行に必要な資料及び情報の提供を行うものとする。

第5条（解約）

いずれの当事者も第8条及び第10条に定める場合を除き、本プログラムへの参加取止め、または支援を中止することはできないものとする。

第6条（保証の否認）

1. 本プログラムは現状有姿で提供されるものとし、運営者は、明示又は黙示を問わず、本プログラムにつき商業的有用性、特定目的に対する適合性、権利の不侵害、商談の成立その他のいかなる種類の保証も行わないものとする。さらに、支援先企業が運営者から直接又は間接に本プログラムに関する情報を得た場合であっても、運営者は支援先企業に対し本規約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行わないものではない。
2. 支援先企業は、本プログラムを利用することが、ユーザーに適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、運営者は、支援先企業による本プログラムの利用が、ユーザーに適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではない。

第7条（免責事項）

本業務を通じて集められた提案等の内容、又はパートナー企業の行為により、支援先企業又は第三者に損害が生じた場合であっても、運営者は損害賠償責任その他の責任を負わないものとする。

第8条（支援の中止・解除）

1. 支援先企業又は運営者が本規約に違反し、その是正を催告しても違反が是正されない場合には、相手方は、本プログラムへの参加取止め、または支援を中止することができる。
2. 支援先企業又は運営者が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本プログラムへの参加取止め、または支援を中止することができる。
 - (1) 手形若しくは小切手の不渡り、銀行取引停止処分を受けたとき、又は支払停止の状態に陥ったとき
 - (2) 仮差押え、仮処分、差押え、競売等強制執行の申立てを受けたとき
 - (3) 破産、民事再生、会社再生、特別清算等の手続申立てを受けたとき又は自ら申立てをしたとき
 - (4) 前各号に類する信用を損なう事実があるとき
 - (5) その他本プログラムを継続しがたい重大な事由が発生したとき

第9条（秘密保持義務）

1. 支援先企業及び運営者は、相手方より書面、口頭、記録媒体その他方法の如何を問わず提供又は開示された、相手方の技術、営業、業務財務、組織、その他の事項に関するあらゆる情報（公知の情報を除く。）については、その秘密を保持し、本規約の目的にのみ利用するとともに、相手方の事前の書面による承諾のない限り、第三者に漏洩又は開示しないものとする。但し、提案等の募集その他本業務を行うために必要な範囲で開示を行う場合には、この限りでない。
2. 前項に定めるほか、支援先企業は、本件システムにおいて知り得たパートナー企業の技術、営業、業務、財務、組織その他の事項に関するあらゆる情報について、その秘密を保持するものとし、本規約の目的にのみ利用するとともに、運営者の事前の書面又はメールによる承諾のない限り、第三者に漏洩又は開示しないものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、運営者は、支援先企業が本件システムを利用して提案等の募集を行ったこと及びパートナー企業の募集に対して提案等を行ったパートナー企業を本件システムの広告、宣伝をするために必要な範囲において、第三者に公表することができるものとする。また、支援先企業は、運営者がかかる公表を行うために必要な範囲において、支援先企業関係者の名称、ロゴその他の支援先企業を表す標章を運営者が利用することを許諾するものとする。

第10条（反社会的勢力への対応）

一方当事者が以下のいずれかに該当する場合、他方当事者は書面による通知をもって直ちに本プログラムへの参加取止め、または支援を中止することができる。

1. 自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、その他東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であること。
2. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
3. 反社会的勢力の活動を助長し、又は反社会的勢力の運営に資することとなることの情報を知って、反社会的勢力に資金を提供していると認められる関係を有すること。
4. 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
5. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第11条（開示）

支援先企業は、本業務を通じて得られた提案等を提案したパートナー企業との間で、当該提案に係る協業契約書の締結等を行った場合、運営者がその事実を対外的に開示することに同意する。なお、運営者が当該事実を開示することができる時期については、事前に支援先企業と協議のうえ定めるものとする。

第12条（裁判管轄）

本規約に関する一切の争訟は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第13条（協議）

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈等に疑義が生じたときは、支援先企業及び運営者は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。